

インダストリアル・グローバルユニオン・アクションプラン2016-2020

金属労協／JCM国際局長 岩井伸哉

Action Plan II 運動方針

インダストリアル・グローバルユニオンの第2回世界大会で採択された文書の一つに、「アクションプラン：Action Plan」がある。アクションプランとは、労働組合の活動の指針である運動方針である。この運動方針に沿って、「活動計画：Program of Activities」が組み立てられ、労働組合の日常の活動が執り行われることになる。今回のアクションプランは

第2回世界大会以降2016年から2020年のインダストリアル・ユニオンを定めたものである。

経緯

インダストリアル・ユニオンの結成母体となつたIMF（国際金属労連）では結成時より、労働組合運営を規定する「規約」を文書として作成・採択していたが、運動方針は世界大会の際に採択される複数の決議の実施という形であった。それが1993年スイス・チューリヒで開催された100周年記

念の第28回IMF世界大会において、「アクション・プログラム1993-1997」という文書に取りまとめられ、提案・採択された。この初の「アクション・プログラム」を作成するにあたっては、「具体的であること」「評価・測定が可能であること」「達成可能であること」という3つのルールを遵守

柔軟かつ迅速な対応を要求している。この初めてのアクション・プログラムを補足する形で、1994年に「社会経済代替策のための金属労働者憲章」を採択、労働者が直面する主要課題を明確化し、労働組合の行動の基本原則を提示した。

する」という原則を設けている。このアクション・プログラムでは、「経済のグローバル化」「未組織労働者の組織化」「連帯」「労働者の諸権利」という4重点分野を盛り込み、働く人々のための

1997年にアメリカ合衆国サンフランシスコで開催された第29回IMF世界大会では、「IMFは戦略を提供し、IMFとその加盟組織がさまざまなレベルで実行できる具体的な行動案を提示しなければならない」とし、上記の4重点分野それぞれを扱う小委員会をIMF加盟組織からの幅広い参加を得て立ち上げ、世界大会前の2年間の討議を経て作成されたものであった。

以降、第30回IMF世界大会（オーストラリア・シドニー）、第31回IMF世界大会（オーストラリア・ウィーン）、第32回IMF世界大会（スウェーデン）

	結成大会（第1回大会）
	インダストリアル・アクションプラン
	①より強力な組合の構築 ②組織化と組合員数の増加 ⑩民主主義と包括性
	⑤グローバル資本に立ち向かうための組合の力の強化
	③労働組合権を求める闘い ④不安定労働との闘い ⑧権利平等と女性の参加 ⑨安全な職場
	⑥産業政策と持続可能性の促進 ⑦社会的公正とグローバル化

■これまでのアクション・プランの主要項目（第3章を抜粋して掲載・各項目の英数字は章番号）

第30回 オーストラリア・シドニー	第31回 オーストリア・ウィーン	第32回 スウェーデン・イエテボリ	
IMFアクション・プログラム 2002 - 2005	IMFアクション・プログラム 2005 - 2009	IMFアクション・プログラム 2009 - 2013	
<p>3.1 グローバルな課題に応えるためのグローバルな組織機構</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国際労働組合組織 ●IMF世界協議会 ●地域会議 ●IMF国別協議会 ●国内レベルの労働組合～資源と資金、訓練と教育 ●情報ネットワーク ●IMF通信システム 	<p>3.1 グローバルな課題に応えるためのグローバルな組織機構</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国際労働組合組織 ●IMF国別協議会 ●情報ネットワーク ●IMF通信システム 	<p>3.1 強力な全国労働組合の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ●未組織労働者の組織化 ●全国レベルの労働組合統一に向けた努力 ●教育・訓練・効果的情報交換による労働組合構築 	
	<p>3.2 TNC（多国籍企業）を関与させるための戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> ●TNC生産チェーンにおける連帯の確立・強化 ●IFA（国際枠組み協約） ●TNCを関与させるためのその他のメカニズム 	<p>3.4 多国籍企業の力との対抗勢力の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ●部門・TNCを超えた労働組合連帯の強化 ●国際枠組み協約を通じた基本的権利の促進 	
<p>3.2 連帯と組織化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●団体交渉 ●国際連帯 ●未組織労働者の組織化 	<p>3.3 連帯と組織化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●団体交渉 ●組合強化と教育 ●権利平等 ●安全な労働条件のもとで働く権利 ●国際連帯 ●未組織労働者の組織化 	<p>3.2 団体交渉の強化</p> <p>3.3 労働者の諸権利の擁護・保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ●労働組合権を求める闘い ●権利平等を求める闘い ●安全な職場と求める闘い 	
<p>3.3 経済のグローバル化の社会的側面</p> <ul style="list-style-type: none"> ●中核的労働基準 ●経済プログラム ●世界の人々に利益を与える貿易 ●国際金融機関 ●国連システム ●権利平等 ●安全衛生 	<p>3.3 連帯と組織化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●団体交渉 ●組合強化と教育 ●権利平等 ●安全な労働条件のもとで働く権利 ●国際連帯 ●未組織労働者の組織化 	<p>3.4 持続可能な貿易、開発および雇用を求める闘い</p>	

女性の参画についての記述が後日追加された。

イエテボリ)においても、それぞれ4年間のアクション・プログラムが採択されている。それぞれの概要は上の表の通りである(第3章を抜粋)。

「2002-2005」ではそれまでのアクション・プログラムの構成を踏襲していたが、「2005-2009」では多国籍企業に焦点を当てた項目が付け加えられ、IFA(国際枠組み協約)ー現在のGFA(グローバル枠組み協約) 締結への取り組みが強調されている。IMF最後のアクション・プログラムである「2009-2013」では、各国レベルにおける労働組合の力の結集というより具体的な目標を示していたり、団体交渉の強化が一段高いレベルに位置付けられていたり、なかでもそれまで別々の章で言及されていた労働者の権利について、一つに取りまとめられ整理されているという特徴がある。

「2009-2013」では、他のGUFなどの国際労働組合組織との連携について、文書全体にわたり言及はされているが、将来の統合について明確に触れているところはない。その一方で、3GUF統合による新たなGUFの設立についての議論は、2009年3月IMF、ICEM(国際化学エネルギー鉱山一般労連)、ITGLWF(国際繊維被服皮革労働組合同盟)の

5つ戦略目標・16の基本戦略

2013年12月 執行委員会にて策定

1. 全世界における組合の成長の構築

- すべての活動・産業で組織化と成長に焦点を当てる
- 強力かつ持続可能で民主的・代表的な独立労働組合の発展を支援する
- 労働者・組合間の団結を強化する

2. グローバル資本への対抗

- 企業に影響を及ぼすグローバル・キャンペーンを実施する
- 世界統治機関で労働者の強力な代弁者となる
- 承認および多国籍企業とのグローバル・レベル交渉を要求する

3. 労働者の権利の擁護

- 労働者の権利が攻撃された場合はいつでも反対運動をする
- 標的国で生活賃金戦略を立案・実施する
- 安全で健康的な職場を生み出す
- 女性の参画とリーダーシップを強化する

4. 不安定雇用との闘い

- 不安定雇用に対して加盟組織による共同行動を起こす
- 不安定雇用の利用を制限する
- 不安定労働者の労働権を確保する

5. 持続可能な産業関連雇用の確保

- 産業政策の立案・実施の具体的な形や目的に影響を及ぼす
- 持続可能な産業政策について加盟組織の共通見解を確立する
- 持続可能な産業開発に関する独自のビジョンを立案・実施する加盟組織の能力を強化する

会長、書記長による「製造GUF結成に向けた意思表明」という合意「統合」も含めた今後の製造業GUFの間の協力関係のありかたについて検討を開始する一を契機に、2010年9月から開始され、約2年間の3GUF合同タスクフォース会議での議論の後、2012年6月に各GUFの解散大会とインダストリアル・グローバルユニオン結成大会が開催され、この新たなGUFが誕生することとなった。

この結成大会に先立ち、アクションプラン作業部会が設置され議論されてきたが、結成時のインダストリアル・アクションプランはこれまでのものと異なり、規約とともに今後この新たなGUFが目指すべき方向を示した文書が採択された。それは「より強力な組合の構築」「組織化と組合員数の増加」「労働組合権を求める闘い」「不安定労働との闘い」「グローバル資本に立ち向かうための組合の力の強化」「産業政策と持続可能性の促進」「社会的公正とグローバル化」「権利平等と女性の参加」「安全な職場」「民主主義と包括性」の10の項目について記述され

ているアクションプランである。インダストリアル結成大会では、2012年から2016年の4年間を真の統合に向けた移行期間と位置づけ、第2回世界大会までの期間での運動方針に関する議論に持ちこたれてきた。さらに2013年12月には、2016年までの移行期間における戦略目標を策定した。それは左記のような5つの戦略目標、16の基本戦略であり、これが第2回インダストリアル世界大会で採択されたアクションプランのベースとなった。

概要

「インダストリアル・グローバルユニオン・アクションプラン2016-2020」は上述のとおり、3GUF統合後の4年間の移行期間を経て、インダストリアルとして実質的に初めて策定された運動方針と言える。このアクションプランでは、労働者の権利の擁護、組合の力の構築、グローバル資本への対抗、不安定雇用との闘い、持続可能な産業政策の推進の5項目を重点項目と位置づけた記述となっている。またほとんどの文章で「インダストリアルは・・・○○する」「加盟組織は・・・○○する」という表現となっており、インダストリアルが主体的に取り組むことを強調している。その内容とは次のとおりである。

フォローアップの着眼点

アクションプランでは、その実施・進捗・フィードバック・監視の方法について、活動計画を策定し、日程・目標・人員配置・予算に関する活動に加え、進捗状況の定期的な見直しと報告を定める計画を立てるとしている。IMFアクションプログラムの、「具体的」「評価・測定可能」「達成可能」という原則は、インダストリアルのアクションプランにも適用されるべきである。

2. 組合の力の構築

- 世界中で民主的・代表的・自立的かつ強力な団結した独立労働組合を構築
- 統合や同盟、国別協議会の設置を通じて同じ国の加盟組織間で団結を強化
- 使用者や政府の支配下で活動する組織は加盟させない
- グローバルなサプライチェーン全体で労働者を組織化
- 先進国と途上国の労働組合の対等な協力によって組織強化と代表能力を向上
- すべての労働者が一定の地位を占め、労働組合活動に平等に参加させるための処置を講じる
- 女性のリーダーシップを支援・奨励
- 加盟組織はインダストリオールの優先課題の設定に全面的に関与する

解説

インダストリアルとして、各国国内の加盟組織の団結の促進、特に国別協議会の結成、民主的労働組合運営、グローバル・サプライチェーンの組織化、様々な労働者の代表制の確保、特に若年労働者と女性労働者の参画などに取り組む加盟組織の活動を支援するとしている。

また、先進国と途上国の対等な協力で実施する活動の例として、産業別労働組合主義、存続可能な加盟費徴収制度、労働組合訓練、労働組合機構・文化の変革を挙げている。インダストリオールの加盟費収入の管理に加え、ドナー組織（主に発展途上国の労働運動を支援する組織や労働組合。アジア地域においては北欧のナショナルセンター、ドイツのフリードリヒ・エーベルト財団、アメリカのソリダリティセンターなどが活発な支援活動を展開している。それらドナー組織の財政は主にODAー政府開発援助や組合費で賄われている）からの労働組合協力プロジェクトへの資金についても、インダストリオールの戦略的原則に従うとしている。

アクションプランとインダストリオールの地域・産業別部会および加盟組織との関係についても言及しており、「加盟組織はインダストリオールの優先課題の設定に全面的に関与する」「地域と部門（産業別部会等）はインダストリオールの目標に従って、開かれた民主的なプロセスを通じて加盟組織と協議しながら、独自の行動計画（広義の運動方針）を立案する、と記載されている。

1. 労働者の権利の擁護

- 圧政的な政府に対抗する労働組合への支援
- 人権・労働権侵害に対応する労働組合の能力強化と国際連帯ネットワークの確立、労働者の権利の国際キャンペーンの展開
- 各国国内法の改善
- 結社の自由、団体交渉権、ストライキ権、安全衛生、職場差別など、すべての国際労働基準の批准・実施・尊重
- 生活賃金確保のための産業レベルの団体交渉、不十分な最低賃金メカニズムの改善、産業別賃金協約の締結
- 多国籍企業サプライチェーンにおける生活賃金確保のための産業別団体交渉の促進
- 女性労働者の権利を保護・擁護

解説

インダストリアルは、上記の主要項目を推進する加盟組織の活動を支援するとしている。支援の方法として、関連組織や他のキャンペーン実施組織との戦略的提携、国際連帯のネットワーク、加盟組織の動員によるグローバル・キャンペーンなどを挙げている。

またこの項目で、労働者の基本的権利である、結社の自由、団体交渉権、団体争議権、職場差別の撤廃に言及しており、さらに安全で健康的な職場の確保については、ILO第176号条約の批准、政府による多国籍企業への監視、罰則を含む法制度の強化、GFAへ安全衛生条項を盛り込むことなどに言及している。

生活賃金については、基本的な権利であると規定し、生活賃金確保のため産業レベルの団体交渉を促進するとしている。特に多国籍企業サプライチェーン労働者の格差改善・生活賃金確保については、「多国籍企業の購買慣行の支援を受けて、調達国で産業別交渉を確立するために衣料産業の世界的ブランドとともに開始された活動」を基礎にする、と述べている。これはClean Cloth Campaignという世界のNGOや縫製関連の労働組合で結成されている団体による、大手ブランドが販売している衣服の製造段階での労働者の権利の遵守状況の監視・是正活動が念頭にある。

女性労働者については、「女性のリーダーシップ能力の助長と具体的な男女平等促進策の実施を明確な目的として、地域レベルで会合を開く」としている。

4. 不安定雇用との闘い

- 世界中ですべての形態の不安定雇用と闘い、無期限の直接契約を促進する
- 不安定労働者の組織化と権利の確保
- 労働組規約が不安定労働者の組織化を妨げている場合には、それらの改革に取り組む
- 不安定雇用の利用の制限、正規雇用への切り替え、労働条件の改善、権利を保護する労働協約の要求
- 同一労働に対する同一賃金・労働条件と労働組合加入権の保障のためのグローバル協定への保護処置
- 各国政府への不安定雇用を奨励する法律の撤廃、不安定労働者への社会的保護の確立を要求
- 若年労働者への長期雇用契約や、教育訓練などの投資を要求

解説

これまで毎年10月7日に旧IMFや他のGUFが展開してきた「ストップ不安定雇用」国際キャンペーンについて、今後も実施していくことが記載されている。個別の雇用形態には触れていないが、すべての不安定雇用を無期限の直接契約に転換させていくことを目標に挙げている。そのために、社会への啓もう活動、組織化と権利の確保、労働組規約が組織化を難しくしているのであればその改革、労働協約の締結、雇用形態に関わらずすべての労働者に同一労働同一賃金労働条件と労働組合加入権の保障、GFA条項に盛り込むこと、各産業での実態把握と改善のための共同戦略、法制度の撤廃・改正、使用者による不安定労働促進のための法改正への反対、ILOへの働きかけ、IMF、世界銀行、OECDなどへの圧力を挙げている。

この章で言及されている「派遣労働などの三角雇用関係」とは、正規雇用では労働者と使用者の2者間の直接の雇用関係（雇用契約など）であるのに対し、派遣労働ではその間に人材派遣会社やエージェントが介在し、3者間の関係となり、労働者と使用者の間に直接の雇用関係がないことを指している。インダストリアルはこのことに対し、「労働者が労働組合に加入して使用者と団体交渉を行う労働者の権利に対する具体的な脅威である」と指摘している。

3. グローバル資本への対抗

- 多国籍企業のグローバル事業とサプライチェーン全体で労働者を組織化、労働者の賃金・労働条件に対して当該企業に責任を負わせる
- グローバル労働組合委員会・ネットワークに使用者の承認を要求
- 同じ多国籍企業の中で国際連帯を支援、ストライキなどの直接行動を起こす労働組合の権利を擁護
- 世界従業員代表委員会を設置、国境を越えた労働者の交流と連携を促進
- 強力で効果的なグローバル協定を締結、既存のGFAを改善
- 多数の多国籍企業と、法的拘束力のある協定を締結し産業レベルで権利侵害に対処する
- グローバルなバリューチェーン労使関係の構築に取り組む
- 労働者の資本を投機的投資から持続可能な雇用を生み出す投資に振り向け、労働者の権利を侵害する企業への投資を阻止
- 貿易協定が公平と雇用の成長を促進し、労働者の権利、環境基準、人権、民主主義を損なわないものとする

解説

多国籍企業のグローバル事業とサプライチェーンに対し、いかにして労働者の声を反映させるかということが中心に記述されている章である。その手段として「国連ビジネスと人権に関する指導原則」「GFA（グローバル枠組み協定）」「バングラデシュ火災予防および建築物の安全に関する協定」「インダストリアル連帯憲章」「インダストリアルGFAガイドライン」「インドネシア結社の自由プロトコル」「衣料産業の生活賃金に関する覚書」「ILO結社の自由委員会」「OECD多国籍企業ガイドライン」など多岐にわたっている。労働組合の活動としては、多国籍企業の労働組合のネットワークや世界従業員代表委員会の結成などが挙げられている。多国籍企業との対抗という表題や、「同じ多国籍企業の中で国際連帯を支援してストライキその他の形態の直接行動を起こす労働組合の権利を擁護し・・・どうすれば実施できるか検討する」という国際的同情ストライキの可能性をさぐる記述からも、対立的視点での記述が中心であるが、「協調的な交渉戦略も含めて、労働協約に関する情報交換を奨励する」や、「多国籍企業と活発に対話して強力な労使関係を構築し・・・」など対話と協調を交渉や労使関係構築の戦略として位置づけている。

貿易協定についても、現在の世界貿易システムは労働者の権利を保護していない、と明確に述べており、貿易協定への労働者の視点からの関与が必要であると指摘している。

アクションプラン2016-2020ではインダストリアルと加盟組織の主体的な取り組みが具体的に示されている。一方で評価と測定は、開催回数測定などは容易だが、具体的な問題が解決に向けて進展したか、解決したか否かについて評価することは難しい。これは達成可能ということに関係している。

まずは、各地域、各国および各加盟組織の現状を把握することが必要である。アジア太平洋地域において、加盟組織が直面している課題や解決のための取り組みを把握・共有する。その上で、各加盟組織の運動方針に、アクションプランを連動させ、必要に応じてインダストリオールのサポートを得て活動を展開していくことが期待されている。さらに評価と課題の精査によって、次年の活動や次回のアクションプランにつなげていく。インダストリアルも加盟組織からのフィードバックを求めている。加盟組織はインダストリアルを使いこなすことが求められている。

第3回世界大会に向けて

インダストリアル世界大会は原則として4年に1回開催されることが規約に規定されている。次回、第3回世界大会は、東京五輪パラリンピックと同じ2020年の開催となる（開催地は未定）。新たなアクションプランの議論は遅くとも2019年には開始されることになる。

アクションプランの進捗状況の精査と成果の評価は逐次行われるべきであり、加盟組織への展開とフォローアップはその一例に過ぎない。活動はインダストリアル執行委員会が監視・評価し、各年の活動に反映される。加盟組織の活動にインダストリアルがサポートを提供するのであればそれは、インダストリオールの活動への評価であると同時に、加盟組織が自らの活動の評価を行うことと同義である。

この第2期は、規約の大幅な改正により、地域活動に重点を置いた活動へとシフトすることとなっている。アクションプランの実行、評価、反映についても、日本を含むアジア太平洋地域の加盟組織とともに取り組んでいくことになるだろう。

5. 持続可能な産業政策の促進

- 社会・経済・環境面の持続可能性を促進する強力な産業政策を要求
- 労働組合が高賃金の安定した仕事を保護・創出するための措置と持続可能な雇用の保障を盛り込んだ産業政策を立案するよう奨励
- 各産業部門の持続可能性に対する戦略的アプローチを開発。先を見越したエネルギー政策が必要
- 労働組合は、産業政策を立案・実施し、産業が進む方向に関して労働組合が発言権を持つようにする
- 地域・国家・部門の主要問題を明確化させ、加盟組織の持続可能な産業政策立案能力を強化し、その促進のための共同行動を立案させる
- 付加価値を生み出す加工・製造業によって天然資源開発から労働者や市民が利益を得られるようにし、技能や技術の移転を促進する産業政策を要求
- グリーンジョブの創出を促進
- 産業開発の条件に影響を及ぼす政府の役割を強化し、多国籍企業から権限を取り戻す
- 利潤を研究開発や訓練、技能に再投資させ、労働者や政府に公平に配分させる産業政策を創出

解説

インダストリアルは産業の未来に対し、それが社会・経済・環境面において持続可能なものとなるよう、その方向性について労働者の意見が反映されるよう、発言権を持つようにしなければならないと主張している。

持続可能性は、経済的側面、社会的側面、環境、労働者の権利とニーズへの対応であり、経済進歩と生産性向上は、社会の進歩と環境保護を伴う場合に限り意味を持つとしている。インダストリアルは各加盟組織に対し政府や使用者団体と関与しながら活動することを奨励している。

そのような活動の前提となるのが、加盟組織の産業政策立案能力であるが、インダストリアルは持続可能性に関する戦略的アプローチを開発するとしている。加えて加盟組織の持続可能な産業開発に関する自らのビジョンを打ち立てて実施する加盟組織の能力を強化するとしている。

環境面ではとくに「気候変動に関する公正かつ意欲的で拘束力のあるグローバル条約」に向けて取り組み、労働者を尊重・保護する「公正な移行」を目指すとしている。

「労働者や市民が天然資源開発から利益を得られる」ようにすると記述され、先進国から発展途上国への技能・技術の移転についても触れられている項目に加え、より包括的に、各国政府に対する要求として、研究開発・訓練・技能への利潤の再投資、労働者への適正配分のための産業政策、確実な徴税による地場産業やインフラ開発への財政配分を挙げている。

インダストリアル・グローバルユニオン産業別部会

はじめに

インダストリアル・グローバルユニオンは製造業に働く労働者のGUF（国際産業別労働組合）であるが、製造業には様々な幅広い産業や職業が含まれている。製造業労働者（もしくは労働者全体）に関係する共通の課題の他に、それぞれの産業の労働者に特有の課題も少なくはない。そのような課題に対応するべくインダストリアルには産業別の部会が設置されている。

経緯

現在インダストリアルには14の部会が設置されているが、それぞれの異なる生い立ちを有している。インダストリアルは3つのGUFが統合し結成されているが、旧IMFにおいては「金属産業」のなかに鉄鋼や自動車、造船などの部会がもとと設置されていた。旧ICEMはこれまで化学産業や鉱業、エネルギー産業など様々なGUFと統合してきており、もとの組織

が旧ICEM内の部会として活動を行っていた。旧ITGLWFも繊維・被服関係の複数のGUFが統合してきているが、インダストリアル結成後ひとつの部会として活動している。

1860年代から、多くの国際的な労働組合組織が欧州を中心に結成されてきた。手袋製造工、煙草製造工、印刷工などの各国組織の相互互恵協定から始まり、1914年までに27の職業

別国際労働組合組織が結成されていた。その後産業構造の変化に対応し、統合を繰り返してきた経緯がある。インダストリアルは産業別部会についても、一部そのような歴史的経緯を反

現在の部会の構成

1) 航空宇宙：AEROSPACE

議長

●共同議長：ロバート・マルティネス アメリカ

IAM（全米機械工・航空宇宙労働組合）会長

●共同議長：マリア・ベレス（女性）フランス CGT-FO金属

クラスター：輸送機器

活動：年1～2回、欧州で開催されている航空ショーに合わせて運営委員会を開催している。幅広い裾野産業もその特徴であり、各種部品産業やサプライヤ産業における労働組合活動の促進を行っており、特に近年の活動のなかで焦点が当てられているのが、北アフリカ・中東地域の航空宇宙サプライヤ産業である。

2) 自動車：AUTOMOTIVE

議長

●共同議長：デニス・ウイリアムス アメリカ

UAW（全米自動車・航空宇宙・農業機器労働組合）会長

●共同議長：シリチャンヤポーン・チャントラン（女性）タイ

TEAM（タイ電機機器・自動車・金属労働組合総連合）／

TAW（タイ自動車労働組合連合会）執行委員・教育担当

※2016年11月14日～16日ドイツ・ミュンヘンで開催されたインダストリアル自動車世界会議にて選出

クラスター：輸送機器

活動：グローバルな労働組合ネットワークの構築、サプライヤ政策、自動車産業の動向や発展に関する情報交換の場として作業部会やセミナーを開催、4年に1度世界会議を開催している。過去にはフォード、GM、クライスラー、トヨタ、日産、本田、三菱自動車、マツダなど主要企業の企業別労働組合協議会も結成している。さらに現在、ドイツのBMWやダイムラー（Daimler）、アメリカのフォード（Ford）、ドイツのディーゼルエンジンやバス・トラック製造のMAN、ドイツのボタン・金属端子・自動車部品製造のプリム（Prym）、フランスのPSA・プジョーシトロエン（PSA Peugeot Citroën）、およびルノー（Renault）、ドイツの自動車部品企業のラインメタル（Rheinmetall）や自動車用プラスチック部品製造のレヒリング（Röchling）、ドイツのフォルクスワーゲン（Volkswagen）、ドイツの自動車部品製造のZFとのGFA締結をサポートしている。

映している。

規約上の整理と書記局体制

2016年10月にブラジル・リオデジャネイロにて開催された第2回インダストリアル世界大会では、現行のインダストリアル規約が採択されている。規約上、産業別部会の設置は大会の決定事項である。部会の活動について、および大会間に部会を設置する場合には、執行委員会の権限として規定されている。インダストリオールの規約には付属資料として「インダストリアル組織対象産業部門一覧」が付されているが、現在は基本的にその一覧に沿って部会が設置されている。

インダストリアル書記局は、それぞれの部会に部長を割り当て、部会担当部長としている。クラスターについては第2回世界大会以降の書記局体制の中で整理されており、「輸送機器」「素材・エネルギー」「サプライチェーン」の3クラスターを設置、書記次長がそれぞれ統括している。各部会で選出される共同議長（男女1名ずつ）と部会担当部長、各産業に該当する加盟組織が協力し、持続可能な産業政策、労組ネットワーク構築、GFA締結促進などの活動に取り組んでいる。

4) 化学・製薬産業・生物化学：

CHEMICAL, PHARMACEUTICAL and BIO-SCIENCE

議長

●共同議長：イリス・ヴォルフ ドイツ

I GBCE (鉱業・化学・エネルギー労働組合)

●共同議長：セルジョ・ルイス・レイテ ブラジル

F S化学労働組合連合

※2015年5月6日-7日ドイツ・ハノーファー開催のインダストリアル化学産業世界会議にて選出

クラスター：素材・エネルギー

活動：GFA、グローバル、地域、企業別レベルおよび小グループ産業別のネットワーク構築と社会的対話の促進に取り組んでいる。また労働に関する案件、持続可能な開発、産業政策、安全衛生などについて、様々な政府間組織に提起している。すでに化学産業世界会議や製薬産業ネットワーク会議を実施しており、労組ネットワーク構築はドイツの総合化学企業のBASFにはグローバルな労働組合ネットワーク会議が、武田薬品やサノフィにはアジア太平洋地域の労働組合ネットワークが構築されている。GFA締結ではドイツの化学企業であるエヴォニック (Evonik)、ベルギーのソルベイ (Solvay) が挙げられる。



航空宇宙部会世界会議
(2015年7月1日-2日・ドイツ・ベルリン)



5) エネルギー (石油・ガス・電力・原子力)：

ENERGY (OIL, GAS, ELECTRICITY and NUCLEAR)

議長

●共同議長：アプソン・クリサンナスミット (女性) タイ

PPTPLC (タイ石油公社労働組合) 委員長

●共同議長：レイフ・サンデ ノルウェー

ノルウェー産業労働組合委員長

クラスター：素材・エネルギー

活動：エネルギー産業に関する総合的なグローバル政策の策定、組織化、ネットワーク構築とGFA締結促進を部会の優先課題としている。小グループの活動も頻繁に実施されており、グローバルレベルでは、エネルギー産業世界会議、電力労組ネットワーク会議、原子力労組ネットワーク会議が開催されており、アジア太平洋地域では電力労組ネットワーク会議や石油・ガスネットワーク会議が開催されている。

3) 素材金属：BASE METALS

議長

●共同議長：トーマス・コンウェイ アメリカ

USW (全米鉄鋼労働組合) 副委員長

●共同議長：サンジョット・ヴァダヴカール (女性) インド

SMEFI (インド鉄鋼・金属・機械連合) 副委員長

※2016年11月21日-23日ドイツ・デュイスブルグで開催されたインダストリアル素材金属世界会議において選出

クラスター：素材・エネルギー

活動：IMFの鉄鋼・非鉄部会とICEMの非鉄部門で構成されている部会である。世界会議では過剰生産問題、ダンピング問題など幅広い議論が繰り広げられている。GFAは、ノルウェーのアルミニウム大手であるノルスク・ハイドロ (Norsk Hydro)、ベルギーの非鉄金属大手ユミコア (Umicore)、フランスのシームレス鋼管製造のパローレック (Vallourec) と締結をしている。また鉄鋼最大手のひとつアルセロールミタル (ArcelorMittal) と安全衛生確保のための協定を締結している。

9) 機械エンジニアリング： MECHANICAL ENGINEERING

議長

●共同議長：クリスティアン・ベンナー（女性） ドイツ
IGM（金属産業労働組合）副会長

●共同議長：ライナー・ヴィンマー オーストリア
PRO-GE（製造労働組合）会長

※ 2015年11月23日-24日ドイツ・ベルンで開催されたインダストリアル
機械エンジニアリング世界会議にて選出。

クラスター：素材・エネルギー

活動：労働組合間の情報交換の促進、共通戦略の策定、労働組合の力の強化を目的として加盟組織が結集している。GFA締結では、ドイツのボッシュ（Bosch）、GEA、マン・ウント・フンメル（MANN+HUMMEL）、スウェーデンの総合機械メーカーのSKF、ドイツの鉄鋼・総合機械メーカーのティッセンクルップ（ThyssenKrupp）ですでに実施している。



ICT・電機・電子部会運営委員会（2016年9月6-7日、日本・東京）

10) 鉱山・DGOJP：MINING and DGOJP

議長

●共同議長：アンドリュー・ヴィッカーズ オーストラリア
CFMEU（建設・林業・鉱業・エネルギー労働組合）鉱業・エネルギー部門

●共同議長：ルシナージ・ヴァリャオン・ソアレズ（女性）
ブラジル CNQ-CUT（全国化学労働組合総連合）

※ 2016年5月30日-6月1日ドイツ・ライプツィヒ開催のインダストリアル
鉱山・DGOJP世界会議にて選出

クラスター：素材・エネルギー

活動：DGOJPとはダイヤモンド、宝石、装飾品、宝飾品加工の略。部会では支援、キャンペーン、組織化のグローバルなネットワークを通じ、労働組合の力の構築と労働組合強化を行っている。また強力な情報データベースやインダストリアル本部の支援を得て政策を策定している。

6) ガラス・セメント・セラミック関連産業（素材産業）： GLASS, CEMENT, CERAMIC and ASSOCIATE INDUSTRIES (MATERIALS)

議長

●共同議長：ニュートン・B・ジョーンズ アメリカ

ボイラーメーカーズ（全米配管工・鋼鉄船舶工・鍛造工・鍛造工・関連友愛労働組合）会長

●共同議長：ロセメイレ・テオドロ・ドス・サントス（女性）
ブラジル CNQ-CUT（全国化学労働組合総連合）

クラスター：素材・エネルギー

活動：労働組合間の情報交換のための地域およびグローバルなネットワークの構築を促進している。すでに北米建設資材労働組合ネットワーク、アジア太平洋サンゴバン・ガラス労働組合ネットワーク、中東欧硝子労働組合ネットワーク、住宅建設のイメリー（Imery）労働組合ネットワークが設置されており、アジア太平洋地域ではガラス産業と素材産業の労働組合のネットワーク会議が開催されている。GFA締結では、セメント大手のフランスのラファージュ（Lafarge、2015年スイスのホルシム、Holcimと合併、ラファージュホルシム、LafargeHolcimとなる）と締結している。

7) ICT・電機・電子： ICT, ELECTRICAL and ELECTRONICS

議長

●共同議長：野中孝泰 日本

JEIU・電機連合（全日本電機電子情報関連労働組合連合会）委員長

●共同議長：プリハナニ・ブナディ（女性）

FSPMI（インドネシア金属労働組合連合）副会長

クラスター：サプライチェーン

活動：多国籍企業とサプライチェーンにおける情報交換の改善・強化、労働組合戦略の展開に向けて、毎年運営委員会を開催、4年に1度世界大会を開催している。IMFの時には世界松下労組協議会などの企業別協議会も設置されていた。現在、スウェーデンのエレクトロラックス（Electrolux）、ドイツの自動車用電線メーカーのレオニ（LEONI）、ドイツのシーメンス（Siemens）とGFAが締結されている。

8) 産業・環境サービス： INDUSTRIAL and ENVIRONMENTAL SERVICES

具体的な機構や活動は未定。今後部会設置を提起した加盟組織と協議する予定。

13) 造船・船舶解撤:**SHIPBUILDING and SHIPBREAKING**

議長

●共同議長: 工藤智司 日本

JBU・基幹労連 (全日本基幹産業労働組合連合会) 委員長

●共同議長: エイリーン・ヨー・チョー・ゲック (女性)

シンガポール SMEEU (造船・海洋機器労働組合) 書記長

●副議長 (解撤部門): V・V・ラーネ インド

SMEFI (インド鉄鋼・金属・機械連合)

クラスター: 輸送機器

活動: 労働条件の維持向上、労働者の権利の確保、安全衛生、不安定雇用などに対応している。運営委員会と世界会議を開催し、造船産業に関わる一連の産業を含めた幅広い産業政策の策定を構想しており、材料から解撤・リサイクルまでを視野にいれた活動を行っている。船舶解撤産業においては、特にインドやバングラデシュで組織化活動支援、安全衛生支援、教育支援などを展開している。

14) 繊維・皮革・衣服・靴・繊維サービス:**TEXTILE, LEATHER, GARMENT, SHOES and TEXTILE SERVICES**

議長

●共同議長: 郷野晶子 (女性) 日本

UAゼンセン 副会長

●共同議長: アトヒット・コン カンボジア

カンボジア民主服飾労働組合同盟

※ 2016年5月22日-23日ドイツ・フランクフルトで開催された繊維・被服・製靴・皮革産業世界会議において選出。

クラスター: サプライチェーン

活動: 主流となっているサプライチェーン製造では女性労働者や移民労働者が劣悪な労働環境の中で、不安定な雇用形態のもと、低賃金で働いている。多国籍企業である発注元企業に対する圧力や、サプライチェーン工場における労働者の権利の確保と賃金・労働条件の向上に取り組んでいる。GFA締結では、スウェーデンのH&M、イタリアのインデシット (Indesit)、スペインのインディテックス (Inditex)、日本の美津濃株式会社 (Mizuno)、ドイツのチボー (Tchibo) の非食品部門事業部と実施している。



基幹労連の支援で建設された解撤労働者訓練センター (インド・アラン)

11) パルプ・紙: PULP and PAPER

議長

●共同議長: ペトリ・ヴァンハラ フィンランド

フィンランド製紙労働組合会長

●共同議長: リーアン・フォスター (女性) アメリカ

USW (全米鉄鋼労働組合)

クラスター: 素材・エネルギー

活動: 世界90組織の労働組合幹部が作業グループを結成し、相互支援、連帯、労使紛争などへの共同行動を展開している。GFAをノルウェーの製紙会社ノルスケ・スコグ (Norske Skog)、スウェーデンのSCA (スウェンスカ・セルローサ、Svenska Cellulosa) で締結している。

12) ゴム: RUBBER

議長

●共同議長: スタン・ジョンソン アメリカ

北米ワーカーズ・ユニティンク (USW: 全米鉄鋼労働組合)

●共同議長: リンダ・マッカロク (女性) イギリス

欧州ワーカーズ・ユニティンク (ユニイト労働組合)

クラスター: 素材・エネルギー

活動: タイアおよびゴム産業の労働組合が結集し、労働者の利益を保護するために、グローバル経済危機などに対応している。ブリヂストン、グッドイヤー、ミシランなどの企業の労働組合ネットワーク会議を設置している。